

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則</p>	<p>教育委員会選奨の選奨基準を見直し、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 教育委員会選奨の基準の見直し  学校、公民館、図書館等の施設の完整は一定の目的を既に達しており、本基準による選奨は今後見込めないため、削除する。  また、類似する基準第四号及び第七号を統合し第二号へ、第五号及び第六号を統合し第四号へ定める。  (第二条関係)</p> <p>2 施行期日  令和6年4月1日から施行する。  (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改正案	現行
<p>(選奨の基準)</p> <p>第二条 教育委員会は、次の各号に定める基準に該当する者若干名を選奨者選考委員会の議に基いてこれを選奨する。</p> <p>一 学校の教育職員又は教育職員であつた者で教育振興に尽力しその成績特に顕著なもの</p> <p>二 事務局及び学校その他の教育機関の職員若しくは職員であつた者(教育職員を除く。) 又は市町村の教育事務に尽力した者でその成績特に顕著なもの</p> <p>三 略</p> <p>四 社会教育又は保健体育の振興に尽力しその成績特に顕著な者(団体を含む。)</p> <p>2 略</p>	<p>(選奨の基準)</p> <p>第二条 教育委員会は、次の各号に定める基準に該当する者若干名を選奨者選考委員会の議に基いてこれを選奨する。</p> <p>一 学校の教育職員又は教育職員であつた者で教育振興に尽瘁しその成績特に顕著なもの</p> <p>二 学校、公民館、図書館等の施設の完整について尽瘁しその成績特に顕著な者</p> <p>三 略</p> <p>四 市町村の教育事務に尽瘁しその成績特に顕著な者</p> <p>五 社会教育又は保健体育の振興に尽瘁しその成績特に顕著な者</p> <p>六 社会教育又は保健体育に係のある団体でその成績特に顕著な者</p> <p>七 事務局及び学校その他の教育機関の職員又は職員であつた者(教育職員を除く。) でその成績特に顕著なもの</p> <p>2 略</p>

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会選奨規程（昭和二十四年十月奈良県教育委員会規則第六号ノ二）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「尽瘁し」を「尽力し」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 事務局及び学校その他の教育機関の職員若しくは職員であつた者（教育職員を除く。）又は市町村の教育事務に尽力した者でその成績特に顕著なもの

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 社会教育又は保健体育の振興に尽力しその成績特に顕著な者（団体を含む。）

第二条第一項第五号から第七号までを削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。